

高压ガス製造計画書記入要領

1. 1の「製造の目的」及び2の「製造施設の種類」は、該当するものに 罫線で囲み、必要事項を記入すること。
2. 3の「1日の冷凍能力」は、冷凍保安規則第5条の規定により算出し、小数第1位まで求めること。(小数第2位を切り捨て)
3. 4の(2)の※の事項は、回転式圧縮機の場合は「気筒内径」を「気筒内径及び回転ピストン外径」に、「行程」を「回転ピストンのガス圧縮部分の厚さ」に改め、それぞれ数値を記入すること。
また、スクリー式圧縮機の場合は「ピストン押しのけ量」とこれを計算するのに必要な項目(例えば、「ローターの径」、「長さ及び回転数」、「歯型係数」等)に改め、これらの数値を記入すること。
なお、遠心式圧縮機の場合は記入は不要であるが、モーター出力の分かる書面を添付すること。
4. 4の(3)の凝縮器は、「シェル型」、「コイル型」の該当する方に○印を付け、必要事項を記入すること。
なお、「シェル型」の「内容積」は、冷媒ガスに接する側の内容積とする。
5. 4の(3)及び(4)の安全装置の「吹始め圧力及び吹出し圧力」は安全装置の種類が安全弁の場合に、「破裂圧力」は破裂板の場合に、「熔融温度」は溶栓の場合に、「作動圧力」は圧力逃がし装置の場合にそれぞれ記入すること。
なお、「吹始め圧力」及び「吹出し圧力」に記入する値は、それぞれ「吹始め圧力」及び「吹出し圧力」として設定された値であり、実際に作動する圧力そのものの値ではない。
6. 凝縮器、受液器、油分離器等の圧力容器及び配管の「材料」には、次の事項についても記入すること。
 - (1) 材料のJIS規格番号、種類の記号及びSchNo。(例 STPG370.Sch40)
 - (2) 鋼管の場合は継目無管、電気抵抗溶接鋼管の区別、銅管及び黄銅管の場合は継目無管、その他の区別
7. 4の(6)は、保安上重大な影響を与えるものについて記入すればよいものとする。
8. 4の(7)の「自動制御装置」は、「有」、「無」並びに「作動圧力」を記入すること。
9. 7の別図は、次の図面とすること。
 - (1) 全体配置図(クーリングタワー、冷却水ポンプ、冷水ポンプ、警戒標、機械通風装置、開口部、引火性・発火性の物質をたい積した場所、ボイラ等の火気の位置、運転保守スペース(前面1.2m以上、後面及び側面0.5m以上)等及び冷凍設備の周辺10m以内の状況を記載したもの。)
 - (2) 製造設備配置配管図(機器の基礎、冷媒設備と冷媒配管の支え、計測器及び安全装置等の位置が確認できるもの。)の平面図及び立面図
 - (3) 冷媒配管系統図(高压側を赤色、中庄側を青色、低压側を黄色で色分けし、ブライン系統も明示すること。)

- (4) 電気結線図（自動制御装置の確認できる図面）
- (5) 本体外形図（ユニット型の冷凍設備は、ユニット型であることが明確に判断できる図面）
- (6) 機器の図面
- (7) 圧縮機機構図

10、7の「特に図中に明示する事項」は、色分け等をして図中の位置を明らかにすること。

また、該当するものがない場合は、「図中の番号等」の欄に「無」と記入すること。

11、8の(1)及び(5)は、「有」、「無」のいずれかに○印を付け、「有」の場合は必要事項を記入すること。

なお、(1)の「火気」及び(5)は、定置式製造設備の場合にのみ記入すること。

12、8の(3)は、該当する欄に記載し、「別紙 滞留しないような構造の計算書」を添付すること。

13、8の(4)は、該当するものに○印を付け、()内に具体的に記入すること。

14、10の「予定機関」には、都道府県知事、高圧ガス保安協会、又は指定完成検査機関名のいずれかを記入すること。